

非強制徴収公債権等の放棄について

1. 内容

会計年度任用職員であった方(1名)について、退職後、過払いとなっていた給与、社会保険料等を市に返還するよう折衝してきたところ、本人に資力がなくなったことから、和光市債権管理条例に基づき、100万円未満の非強制徴収公債権等(法令に定める国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができる公債権以外のもの)であるとして放棄し、併せて議会に報告するもの。

2. 経緯

令和6年度に市の会計年度任用職員であった方が、急な欠勤が生じたまま退職したため、いわゆる先払いによって支給されていた給料等が過払いとなり、その返還を求める納付書を送付し、電話、郵送等で本人と折衝してきた。

暫く不通が続いた後、本人より生活保護受給者となったため、資力がないという申し出があり、令和7年11月12日に生活保護受給証明書の写しの提出があった。その後、事務処理上の手続き等を確認し、令和7年12月25日付けで和光市債権管理条例第14条第1項第1号に該当するものと判断し、放棄した。

3. 金額

給料及び地域手当	44,983円
厚生年金保険料	31,110円
共済掛金	9,946円
合計	86,039円